

総社市告示第76号

総社市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する要綱（平成29年総社市告示第93号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条項等を除く。）を削る。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略</p> <p>(利用者の使用に係る電子計算機の技術的基準等) 第3条 略</p>	<p>(定義) 第2条 略 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 一般利用手続 利用者が電子申請システムに識別番号及び暗証番号を設定（次号において「識別番号等の設定」という。）した後に電子申請が可能となる手続をいう。</u> <u>(6) 特定利用手続 利用者が識別番号等の設定をした後に市長の承認を受けることにより、電子申請が可能となる手続をいう。</u> (利用者の使用に係る電子計算機の技術的基準等) 第3条 略 <u>2 利用者が、規則第4条第1項ただし書の規定により書面等を提出するときは、市の機関が電子申請を行った者に対して付与する受付番号を当該書面等に表示して、当該書面等を速やかに提出しなければならない。</u> <u>3 規則第4条第2項ただし書に規定する措置は、利用者が電子申請システムで設定した識別番号及び暗証番号を入力することにより行う。</u> (特定利用手続の承認) 第4条 特定利用手続の申請等を行う利用者は、必要に応じてあらかじめ市</p>

改正後	改正前
<p><u>(電子申請の手続)</u></p> <p><u>第4条 規則第4条第1項の規定により申請等を行う利用者は、当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子申請システムから入力し、申請等を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する申請等において、他の条例等の規定により当該申請等に係る様式が定められている場合は、当該申請等をもって、当該様式による申請等が行われたものとする。</u></p> <p>(收受)</p> <p>第6条 電子申請システムにより電子申請を受信したときは、当該主務課等の事務担当者は、次のとおり当該電子申請に係る事務を処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 受信した電子申請の形式を確認し、形式上の誤りや不足がある場合（添付書類を別途提出する場合において提出がないときを含む。）は、利用者に対して補正するよう通知するものとする。</p>	<p><u>長へ所定の特定利用手続に係る利用者登録申請書を提出するものとする。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の申請が適当と認められる場合は、当該特定利用手続の承認を行うものとする。</u></p> <p>(收受)</p> <p>第6条 電子申請システムにより電子申請を受信したときは、当該主務課等の事務担当者は、次のとおり当該電子申請に係る事務を処理するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 受信した電子申請の形式を確認し、形式上の誤りや不足がある場合（添付書類を別途提出する場合において提出がないときを含む。）は、利用者に対して補正するよう<u>電子申請システムにより</u>通知するものとする。</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。